

憲法第 96 条改定に反対する意見書

憲法第 96 条改定の動きが強まっている。

この動きは、憲法第 96 条で、「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、」と定められている憲法改定の発議要件を、各議院の総議員の過半数に変えることで、憲法改定の発議をやりやすくしようというものである。

しかしこれは、時の政治権力による基本的人権の侵害など権力の濫用を行わせないために、主権者である国民が権力を縛るものという立憲主義を根本から覆すものである。

諸外国の憲法改定の要件も、その多くがこの立憲主義の立場から、3 分の 2 以上の議決など一般の法律改正よりも厳しいものになっている。

今憲法改定が必要だと考えている方々も含めて、この憲法第 96 条改定には反対だという声が急速に広がっている。

よって狛江市議会は政府等に対し、憲法第 96 条を改定しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2013 年 6 月 13 日

東京都狛江市議会

平成 25 年 6 月 13 日 原案否決